

市役所東庁舎の事務室の一部が移転します

現在、実施している市役所東庁舎の改修工事について、3階の改修工事が完了したことに伴い、建設課(4階)が3月18日(月)から3階に移転します。

行政課管理課庁舎整備調整担当 ☎23-2210

3月11日(月)に黙とうの呼びかけを行います

3月11日は東日本大震災で亡くなった人を追悼し、震災からの復興を誓う「みやぎ鎮魂の日」です。

震災から13年となるみやぎ鎮魂の日に、黙とうの呼びかけを行います。

心をついに、黙とうをささげましょう。

放送時間 3月11日(月) 14時45分
放送範囲 市内全域
放送方法 デジタル防災行政無線で呼びかけ

政策課政策企画担当 ☎23-2129

令和6年能登半島地震災害義援金

日本赤十字社では、1月1日に発生した令和6年能登半島地震への災害義援金を受け付けています。

詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。



市ウェブサイト

社会福祉課地域共生社会担当 ☎23-6012

臨時休館のお知らせ

三本木公民館は、4月1日(月)からの三本木総合支所庁舎内への移転に伴う引越作業のため、臨時休館となります。

期間 3月29日(金)~31日(日)

三本木公民館 ☎52-5852

軽自動車の手続きを忘れていませんか

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に課税します。軽自動車や二輪車、小型特殊自動車(農機具など)を使わなくなった場合は、速やかに手続きをしてください。

他人に譲渡した場合や所有者が亡くなった場合も同様に手続きが必要です。使用していない、車検を受けていない車両であっても、課税の対象になります。

3月は名義変更や廃車などの手続きが集中し、窓口が混み合いますので、早めに手続きを行ってください。

Table with 2 columns: 車両 (Vehicle Type) and 手続き先 (Procedure Location). Rows include 原動機付自転車, 二輪, and 三輪, four-wheeled light vehicles.

※車両の種類ごとに手続き先が異なります。詳しくは、市のウェブサイトを確認してください。

市ウェブサイト

税務課市民税担当 ☎23-2148

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金は、老後の生活や障がい、死亡など、もしものときに大きな支えとなります。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が少なくなるだけでなく、障害基礎年金や、遺族基礎年金を受給できない場合があります。

令和5年度の保険料は、月額16,520円です。まだ納めていない保険料は、納付期限から2年以内であれば納めることができます。納付書を紛失した人は、古川年金事務所(☎23-1200)に連絡してください。

また、納め忘れをなくすために、口座振替やクレジットカードによる納付方法を利用してください。

詳しくは、問い合わせください。

古川年金事務所 ☎23-1200
保険年金課年金担当 ☎23-6051
各総合支所市民福祉課

3月1日(金)~7日(木)に令和6年春季火災予防運動が実施されます

春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となります。この機会に、家庭での火の元の点検を行ってください。

令和5年中、市内での火災件数は32件と、令和4年より14件減少しているものの、たき火や野外での焼却、たばこの不始末などの不注意により発生する火災が多くなっています。

火災のない安心・安全な地域づくりを目指し、一人一人が火の用心を心がけましょう。

防災安全課消防担当 ☎23-5144
古川消防署 ☎22-2350
鳴子消防署 ☎82-2349

- 1 応募資格
2 募集期間
3 応募方法
4 提出先



市ウェブサイト

男女共同参画推進審議会委員を募集します

まちづくり推進課男女共同参画推進室 ☎21003

市では、男女共同参画に関する計画の事業評価や重要事項を審議するため、男女共同参画推進審議会を設置しています。

市における男女共同参画社会の推進について、市民の皆さんと共に考えていくため、審議会の委員を募集します。

任期

令和6年4月1日~令和8年3月31日(2年間)

内容

大崎市男女共同参画推進審議会(年5回程度)への参加
※報酬(会議1回の出席につき、5千円・源泉徴収あり)、交通費を支給します。

応募資格

次の全てを満たす市民
1 満20歳以上で、大崎市男女共同参画推進審議会に出席できる人

2 男女共同参画の推進に関心のある人

3 応募の時点で、公務員または大崎市の他の審議会などで、公募委員となっていない人

募集人数

2人程度

応募方法

まちづくり推進課(市役所本庁舎3階南側)で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした所定の応募用紙と男女共同参画の推進についての意見を記入したものを(800字以内、様式は自由)を持参やEメール(machi@city.osaki.miyagi.jp)、郵送もしくは市ウェブサイト応募フォームのいずれかで応募

提出先

〒989-16188
大崎市古川七日町1番1号

募集期間

3月1日(金)~21日(木)

令和6年度から成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象者が変わります

健康推進課・地域医療担当 ☎22215

これまで、定期接種の対象者は65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の人としていましたが、令和6年度から接種日時時点で65歳の人が対象になります。

国が予防接種法で定めた制限措置(期限が限られている措置)により、70歳から100歳までの5歳刻みの人の接種については、令和5年度までとなります。任意接種の助成については、引き続き実施します。

今年度の定期接種の対象者で接種を希望する人は、令和6年3月31日(日)までに忘れずに接種を受けてください。

接種場所

市内の指定医療機関

定期接種

令和5年度までの対象者が当ワクチンを接種したことがない、次のいずれかに該当する市民

▼年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人

▼60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳の1級を持っている人

令和6年度からの対象者
当ワクチンを接種したことがない、次のいずれかに該当する市民

▼65歳の人(65歳の誕生日の前日から、66歳の誕生日の前日まで)

▼60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳の1級を持っている人

接種回数

1回

自己負担額

4千円(生活保護を受けている対象者は自己負担額が免除)

市内の指定医療機関へ電話で事前に申し込み(入院などにより、指定医療機関で接種を

受けられない人は問い合わせください)

任意接種

任意接種の助成を行います。対象者

▼65歳以上の市民で、当ワクチンを接種したことがなく、定期接種対象者以外の人

※令和6年度から対象年齢が66歳以上になります。
▼接種回数 1回
▼助成額 3千円

※医療機関の接種料金から、3千円を引いた額が自己負担となります。

申込方法

市内の指定医療機関へ電話で事前に申し込み
※指定医療機関で接種を受けられない人は問い合わせください。



市ウェブサイト

Advertisement for Yamashiro (アパマンショップ) and Furukawa Land (古川土地) real estate services, including contact information and a QR code.